

大和市公告第84号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項の規定において準用する同条第10項の規定により、大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理事業の事業計画の変更において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年5月31日

大和市長 大 木 哲

1 縦覧場所

大和市福田1958番地1（平成25年10月1日以後は、大和市下鶴間一丁目1番1号）  
大和市街づくり計画部渋谷土地区画整理事務所

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。